第14節　要配慮者対策

■計画の主旨

災害時に身体・生命を守る自衛能力が不足している高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦、傷病者及び言葉や文化が異なり災害時に迅速で的確な行動がとりにくい外国人など、いわゆる要配慮者の安全を確保する。

■計画の体系

項目	内容	初動	応急	復旧	担当
第１項 社会福祉施設入所者等の安全確保対策	１　施設職員の確保	●			施設管理者
	２　避難誘導及び受入先への移送	●			生活救護班 施設管理者
	３　生活救援物資の供給	●	●		商工農政班、施設管理者
	４　ライフライン優先復旧			●	本部班
	５　巡回サービスの実施			●	生活救護班
第２項 在宅要配慮者の安全確保対策	１　安否確認の実施	●			生活救護班、自治会、地域支え合い協議会、自主防災組織、民生委員・児童委員
	２　救助活動の実施及び受入先への移送	●	●		生活救護班、自治会、地域支え合い協議会、自主防災組織
	３　避難誘導の実施	●			生活救護班、自治会、地域支え合い協議会、自主防災組織
	４　生活救援物資の供給		●	●	避難所運営班、商工農政班、生活救護班
	５　情報提供	●	●	●	生活救護班
	６　相談窓口の開設	●	●	●	生活救護班、市民相談班
	７　巡回サービスの実施			●	生活救護班、医療救護班
	８　介護者の確保			●	生活救護班
	９　障害者等の治療への配慮		●	●	生活救護班、医療救護班
	10　社会福祉施設等の活用		●	●	生活救護班、医療救護班
第３項 外国人の安全確保対策	１　安否確認の実施	●			市民班、生活救護班
	２　避難誘導の実施	●			市政広報班、生活救護班
	３　情報提供	●	●	●	市政広報班
	４　相談窓口の開設	●	●	●	市民相談班
	５　通訳・翻訳ボランティアの確保		●	●	生活救護班
第４項 指定避難所における要配慮者への配慮	１　専用スペースの確保	●			避難所運営班、避難所運営組織
	２　物資の確保	●			市政広報班、商工農政班
	３　巡回サービスの実施		●	●	生活救護班、市民相談班、医療救護班
	４　福祉避難所の開設	●	●		避難所運営班、生活救護班、医療救護班
	５　応急仮設住宅			●	都市計画班

■計画の内容

第１項　社会福祉施設入所者等の安全確保対策

１　施設職員の確保

担当	対策内容
施設管理者	・施設管理者は、あらかじめ整備した緊急連絡網や、携帯電話を用いた一斉メール等を活用し、職員の動員・参集を迅速に行って緊急体制を確保する。

２　避難誘導及び受入先への移送

担当	対策内容
施設管理者	・施設管理者は、避難誘導計画に基づき、入所者の救助及び避難誘導を迅速に実施する。
生活救護班	・施設入所者の救助及び避難誘導を援助するため、近隣の社会福祉施設、自主防災組織、ボランティア団体等に協力を要請する。

３　生活救援物資の供給

担当	対策内容
施設管理者	・施設管理者は、食料、飲料水、生活必需品等の備蓄物資を入所者に配布するとともに、不足が生ずる場合は、市に協力を要請する。
商工農政班	・備蓄物資の放出及び調達により、施設入所者への生活救援物資の供給を行う。

４　ライフライン優先復旧

担当	対策内容
本部班	・社会福祉施設機能の早期回復を図るため、ライフライン事業所に対して、電気、ガス、水道等の優先復旧を要請する。

５　巡回サービスの実施

担当	対策内容
生活救護班	・自治会、地域支え合い協議会及び自主防災組織等、ボランティア団体等の協力を得ながら巡回班を編成し、被災した施設入所者や他の施設等に避難した入所者のニーズや状況を把握し、援助を行う。

第２項　在宅要配慮者の安全確保対策

１　安否確認の実施

担当	対策内容
生活救護班 自治会 地域支え合い協議会 自主防災組織 民生委員・児童委員	・市は、職員による調査班を編成し、各居宅に取り残された避難行動要支援者の安否確認を実施する。その際、あらかじめ作成した在宅の避難行動要支援者の「名簿」あるいは「避難行動要支援者マップ」等を活用し、民生委員・児童委員、自治会、地域支え合い協議会、自主防災組織等の協力を得ながら行う。また、市は安否確認の結果を速やかに県に報告する。

2　救助活動の実施及び受入先への移送

担当	対策内容
生活救護班 自治会 地域支え合い協議会 自主防災組織	・市は、自治会、地域支え合い協議会、自主防災組織等の協力を得ながら、在宅の要配慮者の救助を行う。 ・市は、要配慮者のうち一般の避難所での対応が困難である者、介護が必要である者を福祉避難所、医療施設、社会福祉施設等に収容する。

3　避難誘導の実施

担当	対策内容
生活救護班 自治会 地域支え合い協議会 自主防災組織	・市は、自治会、地域支え合い協議会、自主防災組織等の協力を得て、介護を必要とする要配慮者の避難誘導を行う。

4　生活救援物資の供給

担当	対策内容
避難所運営班 商工農政班 生活救護班	・要配慮者の被災状況を把握し、要配慮者向けの食料、飲料水、生活必需品等の備蓄物資の調達及び供給を行う。配布を行う際には、配布場所や配布時間を別に設けるなどの配慮をする。

5　情報提供

担当	対策内容
生活救護班	・在宅や指定避難所等にいる要配慮者に対し、手話通訳者の派遣、音声情報の提供等を行うほか、ファクシミリや文字放送テレビ、市メールマガジン等により情報を随時提供していく。

6　相談窓口の開設

担当	対策内容
生活救護班 市民相談班	・庁舎等に相談窓口を開設し、職員、福祉関係者、医師、社会福祉士、手話通訳者等を配置し、総合的な相談に応じる。

7　巡回サービスの実施

担当	対策内容
生活救護班 医療救護班	・職員、民生委員・児童委員、介護事業者、保健師、手話通訳者などにより、チームを編成し、在宅や仮設住宅等で生活する要配慮者のニーズを把握し、介護、メンタルケア等の巡回サービスを実施する。

8　介護者の確保

担当	対策内容
生活救護班	・要配慮者の介護者が被災し、介護を継続することが不可能になった場合、ボランティアや福祉関係者の広域的な応援体制によって、代役となる介護者の確保を図る。

９　障害者等の治療への配慮

担当	対策内容
生活救護班 医療救護班	・障害者や慢性的な疾患を持つ人は、被災を機にその障害や病状に変化を生じたり、また新たな疾病等を併発したり、あるいは医療機関の被災や交通機関の混乱により、通常受けている治療が受けられなくなる可能性がある。このような場合、県に対しおおむね次のような対応への協力を要請する。 ①　治療継続手段の確保 ②　専門医療機関の斡旋 ③　専門医療機関等への搬送手段の確保 ④　専門科医、専門医療機関、社会福祉施設との連絡調整

10　社会福祉施設等の活用

担当	対策内容
生活救護班 医療救護班	・市は、社会福祉施設設置者と協力・連携を図りつつ社会福祉施設等を活用し、指定避難所での生活が困難である要配慮者を入所させ、医療や介護など必要なサービスを提供する。

第３項　外国人の安全確保対策

１　安否確認の実施

担当	対策内容
市民班 生活救護班	・職員や語学ボランティア等により調査班を編成し、住民基本台帳（外国人登録者）に基づき、外国人の安否確認を実施するとともに、その調査結果を県に報告する。

２　避難誘導の実施

担当	対策内容
市政広報班 生活救護班	・あらかじめ用意した原稿等を使用し、広報車や市防災行政無線等を活用して外国語による広報を実施し、外国人に対する速やかな避難誘導を行う。

３　情報提供

担当	対策内容
市政広報班	・語学ボランティアの協力を得ながら、チラシ・情報誌等の発行による生活情報の提供を行う。 ・テレビ・ラジオ、市ホームページ、ＳＮＳ等を活用して外国語による情報提供を行う。

４　相談窓口の開設

担当	対策内容
市民相談班	・庁舎内等に災害に関する外国人の相談窓口を開設する。各相談窓口には、職員や語学ボランティア等を配置し、総合的な相談に応じる。

５　通訳・翻訳ボランティアの確保

担当	対策内容
生活救護班	・外国人が災害時にも円滑にコミュニケーションが図られるように、外国語通訳や翻訳ボランティアなどの確保を図る。

第４項　指定避難所における要配慮者への配慮

１　専用スペースの確保

担当	対策内容
避難所運営班 避難所運営組織	・指定避難所内に要配慮者のために区画された場所を提供するなど配慮する。

２　物資の確保

担当	対策内容
市政広報班 商工農政班	・要配慮者のために必要と思われる物資等は速やかに調達できる体制を整備するよう努める。

３　巡回サービスの実施

担当	対策内容
生活救護班 市民相談班 医療救護班	・市は、職員、民生委員、介護事業者、保健師などにより、チームを編成し、指定避難所で生活する要配慮者のニーズを把握し、介護、メンタルケア等の巡回サービスを実施する。 ・性犯罪や配偶者間暴力等を防ぐため、指定避難所には、女性相談窓口を設け、女性相談員を配置若しくは巡回させる。

４　福祉避難所の開設

担当	対策内容
避難所運営班 生活救護班 医療救護班	・市は、市民センター等を福祉避難所として開設することと併せて、社会福祉施設設置者と協力・連携を図りつつ社会福祉施設等を福祉避難所として開設し、指定避難所での生活が困難である要配慮者を入所させ、医療や介護など必要なサービスを提供する。

５　応急仮設住宅

担当	対策内容
都市計画班	・県は、応急仮設住宅を建設する際、建物の構造及び仕様について要配慮者について配慮するよう努める。 ・市は、入居者の選定にあたって、要配慮者を優先的に入居させるなどの配慮に努める。

第15節　環境衛生

■計画の主旨

市は、災害時におけるごみ及びし尿、並びに災害に伴って発生した廃棄物を迅速に処理し、もって被災地の環境衛生の保全と早期復興を図る。

■計画の体系

項目	内容	初動	応急	復旧	担当
第１項 ごみ処理	１　実施責任者	●			埼玉西部環境保全組合
	２　ごみ排出量の推定		●		生活環境班、埼玉西部環境保全組合
	３　処理体制の確保		●	●	生活環境班、埼玉西部環境保全組合
	４　処理対策		●	●	生活環境班、埼玉西部環境保全組合
第２項 し尿処理	１　実施責任者	●			坂戸地区衛生組合
	２　し尿排出量の推定		●		生活環境班
	３　処理体制の確保		●	●	生活環境班、坂戸地区衛生組合
	４　処理対策		●	●	生活環境班
第３項 災害廃棄物処理	１　実施責任者	●			生活環境班
	２　災害廃棄物発生量の推定		●		生活環境班
	３　処理体制の確保		●	●	生活環境班、公共施設管理者、事業所、住民
	４　処理対策		●	●	生活環境班、公共施設管理者、事業所、住民
第４項　防疫活動			●	●	生活環境班
第５項　食品衛生監視				●	生活環境班
第６項　動物愛護		●	●	●	生活環境班、避難所運営組織

■計画の内容

第１項　ごみ処理

１　実施責任者

担当	対策内容
埼玉西部環境保全組合	・埼玉西部環境保全組合管理者は、ごみ処理業務を行う。

２　ごみ排出量の推定

担当	対策内容
生活環境班 埼玉西部環境保全組合	・災害廃棄物以外の通常の生活ごみは、被害状況をもとにごみの総量を推測し、平常時の一般廃棄物処理計画を勘案しつつ、震災時の処理計画を立てる。

３　処理体制の確保

担当	対策内容
生活環境班 埼玉西部環境保全組合	・被災地の公衆衛生・環境保全の確保のため、緊急時におけるごみの収集・運搬・処理体制を速やかに確保する必要がある。このため、被害を受けたごみ処理施設の早期復旧を図るとともに、緊急時の相互援助協定に基づき、被害の軽微な市町村に人員及び機材の応援を必要に応じて求める。 ・道路状況や避難所開設状況等、ごみの収集・処分に必要な情報を常に共有できる体制を整える。

４　処理対策

担当	対策内容
生活環境班 埼玉西部環境保全組合	**（１）分別収集体制の確保** ・地震発生直後は、ごみの収集・処理システムの混乱が予想されるが、当初からの分別収集が後の適正な処理・処分に大きく影響する。このため、震災時の分別収集体制を確保する。 **（２）ごみ処理施設の確保** ・自らの処理機能を超えるごみが排出された場合は、県、近隣市町村及び民間の廃棄物処理業者等の協力を得て、ごみ処理施設の確保を図る。

第２項　し尿処理

１　実施責任者

担当	対策内容
坂戸地区衛生組合	・坂戸地区衛生組合管理者は、市長の要請に基づき、し尿の処理業務を行う。

２　し尿排出量の推定

担当	対策内容
生活環境班	・災害時には、電気・ガス・水道等のライフラインが一時的にストップし、し尿の適正な処理が不可能となることが予想される。このため、震災時に適正な処理が必要となるし尿排出量を住民数や予測被災者の数等から推定し、必要な災害用トイレ数を把握する。

３　処理体制の確保

担当	対策内容
坂戸地区衛生組合	・被災地の公衆衛生・環境保全の確保のため、緊急時におけるし尿処理体制を速やかに確保する必要がある。このため、被害を受けたし尿処理施設の早期復旧を図る。
生活環境班	・市内のみでは対応が困難な場合及び処理施設が復旧するまでの間、被害の軽微な市町村に人員及び災害用トイレの応援を求める。

４　処理対策

担当	対策内容
生活環境班	・震災直後は、水洗トイレやし尿処理システムが広範囲に使用不能となることが予想されるため、災害用トイレの確保とその維持管理体制を速やかに確保する。必要な災害用トイレの設置に当たっては、障害者等への配慮を行うものとする。

第３項　災害廃棄物処理

１　実施責任者

担当	対策内容
生活環境班	・市長は、埼玉西部環境保全組合管理者と協力し、災害廃棄物処理業務を行う。

２　災害廃棄物発生量の推定

担当	対策内容
生活環境班	・震災時においては、倒壊家屋などの大量の災害廃棄物が発生するため、地震被害想定から災害廃棄物の発生量を事前に予測し、機材や仮置場の必要量を把握する。

３　処理体制の確保

担当	対策内容
生活環境班 公共施設管理者 事業所 住民	・災害廃棄物の処理については、原則として次の体制を確保して行う。 **（１）住宅・建築物系（個人・中小企業）** ・手続きを行ったものは、災害廃棄物処理事業として市が解体・処理を行う。 **（２）大規模事業所等（大企業）** ・施設の管理者において処理する。 **（３）公共・公益施設関係** ・施設の管理者において処理する。

４　処理対策

担当	対策内容
生活環境班 公共施設管理者 事業所 住民	**（１）一般廃棄物処理施設の被害状況の確認** ・災害発生後直ちに一般廃棄物処理施設の被害状況の確認を行うものとする。 **（２）がれき等解体ごみ及び片づけごみ等の処理** ・危険なもの、通行上の支障のあるもの、腐敗性廃棄物等を優先的に収集運搬するものとする。また、市の意図しない場所に片づけごみ等が集積される状況が見られる場合は、適宜巡回し、計画的に収集運搬を行う。選別・保管のできる仮置場の十分な確保を図る。 ・住民等の協力を得ながら、がれき等解体ごみ及び片づけごみの分別区分を徹底し、今後の処理や再資源化を図る等適正な処理に努めるものとする。 **（３）仮置場の確保** ・震災時において発生する倒壊家屋などの災害廃棄物は、仮置場に搬入する必要があるため、平時において公有地を中心に具体的に選定を行っておいた場所の中から、推定廃棄物量をもとに仮置場を指定する。 **（４）分別収集・リサイクル体制の確保** ・震災時において大量に発生する災害廃棄物が効率よく処理・処分されるために、排出時における分別を徹底するよう努める。 ・大量に発生する災害廃棄物の最終処分は困難となることが予想される。そこで緊急時の相互援助や産業廃棄物処理業者の支援のあり方など、災害廃棄物の適正処理・リサイクル体制の確保策を検討していく。 ・石綿等の有害物質を含む廃棄物の飛散防止対策や有害物質の取扱い事業所からの混入を防止し、適正な処理に努める。 **（５）広域処分体制の確保** ・大量の災害廃棄物を処分することが予想されるため、県及び近隣市町村とともに広域処分対策を検討する。

第４項　防疫活動

災害時の感染症の蔓延防止のため、市は、県と連携した予防対策を実施して、防疫の万全を図る。

担当	対策内容
生活環境班	・県の防疫活動と連携するために防疫班を組織し、県が行う調査を支援する。 ・防疫班は、被害の程度に応じ県の指示を受け、消毒の実施及び害虫駆除の防疫活動を行う。

第５項　食品衛生監視

担当	対策内容
生活環境班	・県が編成する食品衛生監視班の活動に協力し、保健所の指導のもとに、救護食品の監査指導及び試験検査、飲料水の簡易検査、その他食品に起因する被害発生防止対策の実施に努める。

第６項　動物愛護

災害時には、負傷又は逸走状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が、飼い主と指定避難所に避難することが予想されるため、動物愛護の観点から、これら動物の適正な飼育に関し、関係機関との協力体制を確立する。

担当	対策内容
生活環境班	・県が獣医師会及び動物関係団体と連携して設置する動物救援本部に協力する。 ・所有者不明の動物、負傷動物等は、県、獣医師会、動物関係団体等と協力の上保護し、動物保護施設等の搬送に協力する。 ・被災者への動物援護に関する情報提供、被災動物の保護や搬送、応援要請に基づく指定避難所等での動物医療に協力する。
避難所運営組織	・指定避難所における動物飼育状況を把握し、飼い主とともに適正な飼育に努める。 ・指定避難所から動物保護施設等への動物の受入等の調整を行う。 ・避難者と共に避難した動物（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く）の取扱いについて、指定避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことに鑑み、居室への動物の持ち込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼養専用スペースを設置し飼養させることとする。ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該指定避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の専用スペースを設け飼養させることができる。 動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は、当該動物を連れてきた者が全責任を負うものとする。また、居室以外の専用スペースで使用した場合、指定避難所の閉鎖、移動等の場合、当該動物を連れてきた者が施設を現状復旧させる全責任を負うものとする。

第16節　行方不明者や遺体の捜索、処理及び埋・火葬

■計画の主旨

災害の発生により行方不明者や死亡者が発生したときは、捜索、遺体の処理、埋・火葬について、市及び防災関係機関は相互に連絡し、迅速に処理し、人心の安定を図ることが必要である。

救助法が適用された場合、市は県の支援を得ながら、防災関係機関の協力のもとに遺体の捜索、処理及び埋・火葬等を実施する。

■計画の体系

項目	内容	初動	応急	復旧	担当
第１項 行方不明者、遺体の捜索	１　捜索体制	●	●	●	市民班、消防本部、消防団、警察官
	２　捜索を受けられる者	●	●	●	市民班、消防本部、消防団、警察官
	３　救助法を適用した場合の捜索活動	●	●	●	市民班、消防本部、消防団、警察官、自衛官
	４　行方不明者に関する相談窓口の設置	●	●	●	市民相談班
第２項 遺体の処理	１　検視・検案	●	●	●	警察官、医師、歯科医師
	２　遺体の輸送	●	●	●	市民班
	３　遺体の収容・安置	●	●	●	市民班
第３項 遺体の埋・火葬	１　埋・火葬の実施		●	●	市民班、広域静苑組合
	２　埋・火葬の調整及びあっせん			●	市民班

■計画の内容

第１項　行方不明者、遺体の捜索

１　捜索体制

担当	対策内容
市民班 消防本部 消防団 警察官	・行方不明者及び遺体の捜索、収容を行う場合は、県、警察、消防本部及び消防団等の協力のもとに実施する。 ・遺体の捜索及び収容並びに埋葬については、市の「遺体の捜索、処理及び埋・火葬対応マニュアル」に基づき、行うものとする。

２　捜索を受けられる者

担当	対策内容
市民班 消防本部 消防団 警察官	・行方不明者及び遺体の捜索は災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の状況によりすでに死亡していると推定される者に対して行うものとする。ただし、捜索の期間は災害発生の日から10日以内とする。 ①　死亡した者 ②　災害発生後３日以上行方不明の者（死亡した者と推定される者） ③　行方不明になった者が重度の障害者又は重病人等

３　救助法を適用した場合の捜索活動

担当	対策内容
市民班 消防本部 消防団 警察官 自衛官	・救助法を適用した場合の行方不明者及び遺体の捜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定される者に対して、県知事の委任により、市長が実施するものとする。

４　行方不明者に関する相談窓口の設置

担当	対策内容
市民相談班	・相談窓口を設置し、警察本部と連携を図り行方不明者に関する問合せ等に対応する。

第２項　遺体の処理

災害の際、死亡した者について遺体に関する処理（埋葬・火葬を除く）は、次の事項について行う。

１　検視・検案

担当	対策内容
警察官	・警察官は、遺体の検視又は死体調査を行う。
医師 歯科医師	・医師は、遺体の検案を行う。また、必要に応じ、遺体の洗浄・縫合・消毒等の処理を行う。

２　遺体の輸送

担当	対策内容
市民班	・検視、検案を終えた遺体は、県に報告の上、警察機関、消防機関等の協力を得て遺体収容所へ輸送し、収容する。

３　遺体の収容・安置

担当	対策内容
市民班	・二次災害のおそれのない適当な建物等に遺体収容所を開設し、検視・検案を終えた遺体について、警察署の協力を得て収容する。既存建物がない場合は、天幕、幕張り等を設備し、必要器具（納棺用具等）を確保する。 ・遺体収容所には、検視、死体調査及び検案を行うための検視所を併設する。 ・収容した遺体及び遺留品等の整理を行うとともに、検視、死体調査及び検案前の遺体や火葬前の遺体の一時保管を行う。 ・遺体の身元を確認し、遺体処理票及び遺体遺留品処理票を作成の上、納棺し、氏名及び番号を記載した「氏名札」を棺に貼付する。

表３-11　遺体収容所・埋葬所

区　　分	名　称	所　在　地	電話番号
遺体収容所・埋葬所	善能寺	脚折町6-3-10	049-285-2375
	慈眼寺	三ツ木512	049-271-3830
	満福寺	太田ヶ谷487	049-285-0854
	法昌寺	藤金467	049-285-0780
	正音寺	上広谷605-1	049-285-3327
遺体収容所	株式会社三愛メモリアル	脚折町2-17-17	049-279-6888
	株式会社メモリード埼玉	脚折町5-16-12	049-271-0983

第３項　遺体の埋・火葬

１　埋・火葬の実施

担当	対策内容
市民班	・埋（火）葬許可証は、市が発行する。
市民班 広域静苑組合	・身元が判明しない遺体又は引き取り手のない遺体の埋・火葬は、次の基準により実施する。 **（１）火葬の場所** ・原則として指定火葬場とする。 **（２）焼骨の一時保管等** ・焼骨は、遺留品とともに納骨堂又は寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明しだい縁故者に引き渡す。 ・身元が判明しない無縁者は、納骨堂に収蔵するか、無縁墓地に埋葬する。

表３-12　指定火葬場

区　　分	名　　称	所　在　地	電話番号
火　葬　場	広域静苑組合	越生町鹿下338-6	049-292-5955

２　埋・火葬の調整及びあっせん

担当	対策内容
市民班	・身元が判明している遺体の埋・火葬は、原則として、その遺族・親戚縁者が行うものとするが、火葬場の損傷、葬祭業者の被災、柩やドライアイス等の不足等から埋・火葬が行えないと認める場合、業者や火葬場等の調整及びあっせんを行う。

※資料

●様式21　遺体処理票（Ｐ資-57）

●様式22　遺体遺留品処理票（Ｐ資-58）

第17節　建築物等の応急対策

■計画の主旨

公共建築物は住民の日常生活及び社会、経済活動はもとより、地震発生時の応急対策活動においても重要な役割を果たす。また、被災した民間建築物の調査や応急対策は、復旧、復興期における住民生活を支える重要な役割を持つ。このため、関係機関との連携を図り、建築物の被害状況を迅速に把握し、的確な応急対策を実施する。

■計画の体系

項目	内容	初動	応急	復旧	担当
第１項 建築物等の応急対策	１　公共施設応急対策指導等	●			都市計画班、応急危険度判定士
	２　応急危険度判定及び被災宅地危険度判定	●	●		都市計画班、施設管理者、応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士
	３　被災度区分判定調査 （被害家屋調査）		●	●	税務班 施設管理者
	４　応急措置			●	施設管理者
第２項　危険物施設の取扱応急対策		●	●		生活環境班、消防本部、危険物施設管理者
第３項　家畜及び畜産施設の応急対策		●	●		商工農政班

図３－６　建築物に係る応急対策の流れ

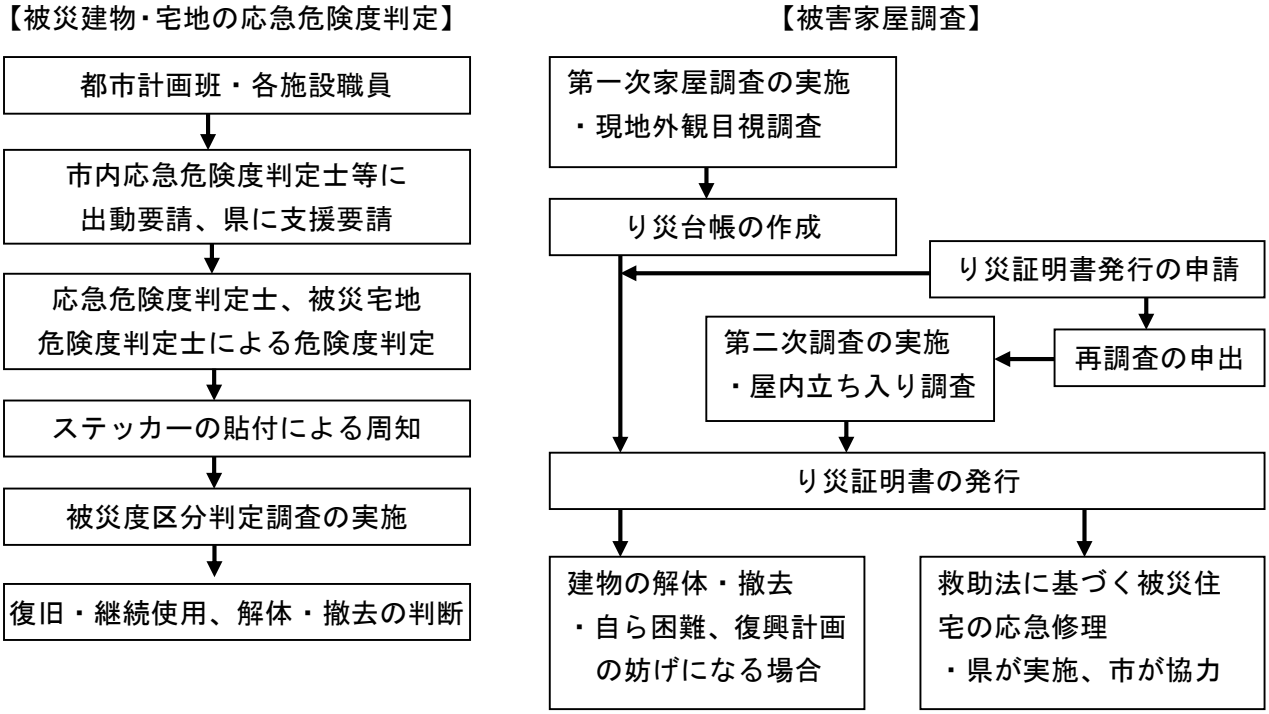

■計画の内容

第１項　建築物等の応急対策

地震被災後の建築物の調査には、応急危険度判定（地震直後に早急に実施し安全性を判断）、被災度区分判定調査（被害家屋調査（復旧対策のための公的支援に必要なり災証明の裏付け））の２種類がある。これらの調査を、被害状況に応じて的確に行う。

１　公共施設応急対策指導等

担当	対策内容
都市計画班 応急危険度判定士	・県の支援を受けて、建築物の応急危険度判定、応急措置及び応急復旧に関し指導及び相談を実施する。 ・各公共施設等の管理者に対し、災害発生時には、施設の機能及び人命の安全の確保を図り、自主的な災害活動により被害を軽減し、また、震災後における災害復旧が順調に行われるように、以下のような措置を講じるよう指導する。 ①　避難対策については、特に綿密な計画を樹立して万全を期する。 ②　地震時における混乱の防止措置を講ずる。 ③　緊急時には、関係機関へ通報して臨機の措置を講ずる。 ④　指定避難所になった場所では、火災予防について十分な措置をとる。 ⑤　収容施設は、施設入所者の人命救助を第一とする。 ⑥　被害状況を市担当部局に報告する。

２　応急危険度判定及び被災宅地危険度判定

応急危険度判定とは、被災した建築物や宅地の余震等による倒壊の危険性及び落下物の危険性等を判定し、二次的な災害を防止することを目的としている判定であり、主として外観目視等によって判定する。被災宅地危険度判定は、被災した宅地の状況を迅速かつ的確に把握し、判定することにより、二次災害を軽減・防止し、住民の安全を確保する。市は、県と協力し、地震発生後に迅速に応急危険度判定を行う。

担当	対策内容
都市計画班 施設管理者	・市は、各施設管理者からの被害状況報告に基づき、市が所有もしくは使用している建築物について危険性を確認し、二次災害の防止と、建築物の地震後対策での使用の可能性について判断を行う。 ・市は、市内における応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士に協力を求めるとともに、必要に応じて知事に対し判定士及び判定コーディネーターの派遣等の支援要請を行う。
都市計画班 応急危険度判定士 被災宅地危険度判定士	・市内における建築物及び宅地について、目視による判定を行い、判定結果は見やすい場所に「危険」「要注意」「調査済」の３色のステッカーにより表示する。 ・判定結果は、都市計画班が集計し、市災害対策本部及び県に報告する。

３　被災度区分判定調査（被害家屋調査）

被害家屋調査は、被害報告及びり災証明書の発行等、家屋の被害認定のために実施する。

担当	対策内容
税務班 施設管理者	**（１）調査体制** ・住家被害は、り災証明書の発行等の資料となることから、調査チームを編成し調査を行う。 ・調査人員が不足する場合は、県、関係市町村、応急危険度判定員等の協力を得て調査体制を整え実施する（＊１）。 **（２）第１次調査** ・調査チームが、被災地の家屋を外観から目視調査を実施する。 **（３）第２次調査（再調査）** ・被災対象者が第１次調査の判定結果に不服があった家屋及び第一次調査ができなかった家屋について、申し出に基づき、内部立入調査を実施する。 **（４）判定基準** ・判定は被害程度の認定基準（＊２）に基づき行うが、判定が困難なときは、判定委員会を設置し、助言を得て行う。

＊１：県は、県による支援対策として、ノウハウの提供にも努めている。
県は、発災後速やかに住家被害の調査やり災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、ビデオ会議システムを活用し、各市町村に映像配信を行うなど、より多くの市町村担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努めている。
また、県は、住家被害の調査やり災証明書の交付について、被災市町村の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町村に対し、埼玉県・市町村人的相互応援制度や国の応急対策職員派遣制度、民間団体との協定等による人的支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に、各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等を行うこと等により被災市町村間の調整を図るものとしている。

＊２：災害に係る住家の被害認定基準運用指針

４　応急措置

担当	対策内容
施設管理者	・応急危険度判定の結果に基づき、市有の被災建築物に対して、適切な応急措置を実施し、二次災害の防止に努める。

第２項　危険物施設の取扱応急対策

担当	対策内容
生活環境班 消防本部	・危険物の保安施設は、震災時における火災、爆発及び流出等により、従業員はもとより周辺地域住民に対しても、大きな被害を与えるおそれがある。したがって、これらの施設については、地震による危険物取扱施設の被害を最小限にとどめ、施設の従業員並びに周辺地域住民に対する被害防止を図るため、関係機関が相互に協力し、これらの施設の被害を軽減するための対策を確立するよう指導する。 ・消防本部は、震災時に関係事業所の管理者、危険物保安統轄管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等が当該危険物施設の実態に応じて、以下の応急措置を講ずるよう指導する。
危険物施設管理者	**（１）危険物の取扱作業及び運搬の緊急停止措置** ・危険物が流出、爆発等のおそれがある場合には、弁の閉鎖又は装置の緊急停止措置を行う。 **（２）危険物施設の応急点検** ・危険物施設の現状把握と災害発生の危険を確認するため、危険物の取扱施設、消火設備、保安電源及び近隣状況の把握等の応急点検を実施する。 **（３）危検物施設からの出火及び流出の防止措置** ・危険物施設に損傷等異常が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置を行う。 **（４）災害発生時の応急活動事態の確立** ・危険物による災害が発生したときは、消火剤、オイルフェンス及び中和剤等を十分活用し、現状に応じた初期消火、危険物の流出防止措置を行う。 **（５）防災関係機関への通報** ・災害を発見した場合は、速やかに消防、警察等防災関係機関に通報し状況を報告する。 **（６）従業員及び周辺地域住民に対する人命安全措置** ・災害発生事業所は、消防、警察等防災関係機関と連絡を密にし、従業員及び周辺地域住民の人命の安全を図るため、避難、広報等の措置を行う。

第３項　家畜及び畜産施設の応急対策

担当	対策内容
商工農政班	・地震が発生した場合、家畜及び畜舎施設等の被害状況を調査し、その結果を川越家畜保健衛生所に報告する。

第18節　住宅応急復旧

■計画の主旨

地震により住宅が滅失又は住宅に損傷を受けた被災者に対し、応急危険度判定、応急措置及び復旧等の支援を行うとともに、自らの資力で住宅を確保できない者に対し、仮設住宅の提供を行い地震後の被災者の生活又は生活復旧の支援を行う。

■計画の体系

項目	内容	初動	応急	復旧	担当
第１項 応急住宅の確保	１　応急仮設住宅の確保			●	都市計画班
	２　その他の応急住宅			●	都市計画班
第２項 被災住宅の応急修理	１　応急修理の実施			●	都市計画班
	２　応急措置及び応急復旧の指導・相談		●	●	市政広報班、市民相談班、都市計画班
第３項 住宅関係障害物除去	１　除去作業の方針		●		都市計画班
	２　除去作業の内容			●	都市計画班

■計画の内容

第１項　応急住宅の確保

１　応急仮設住宅の確保

市は、県による応急仮設住宅の設置の際、設置場所、入居者の選定、管理等について県に協力する。

担当	対策内容
都市計画班	**（１）設置戸数の決定** ・必要な応急仮設住宅設置戸数を県に要請する。 **（２）設置場所の提供** ・市及び県は、応急仮設住宅の設置計画に基づき、公有地を提供する（＊１）。 **（３）入居者の選定** ・県に協力し、被災者の状況を調査の上、以下の基準に基づき入居者を決定する。 ①　住居が全焼、全壊又は流失した被災者 ②　居住する住宅がない被災者 ③　自らの資力をもって、住宅を確保することができない被災者 **（４）仮設住宅の維持管理** ・県の委任により、公営住宅に準じて仮設住宅の維持管理を行う。 **（５）建築資材の調達支援** ・県を通じて一般社団法人プレハブ建築協会等と連絡調整を行い、応急仮設住宅建設のための資材調達が円滑に進むよう努める。 **（６）要配慮者への配慮** ・県に対し、応急仮設住宅を建設する際、建物の構造及び仕様について高齢者や障害者等の要配慮者に配慮するよう協力する。また、入居者の選定にあたって、要配慮者を優先的に入居させるなどの配慮に努める。

＊１　提供公有地：公園、公有地

２　その他の応急住宅

担当	対策内容
都市計画班	・応急的な住宅として民間賃貸住宅が必要と認める場合は、「災害時における民間賃貸住宅の提供支援に関する協定（公益社団法人 埼玉県宅地建物取引業協会埼玉西部支部）」に基づき、協力を要請する。 ・市営住宅の空室とともに、独立行政法人都市再生機構、埼玉県住宅供給公社等に空室の提供を依頼し、被災者への提供を促進する。 ・入居資格及び入居の選定は、原則として応急仮設住宅に準ずる。

第２項　被災住宅の応急修理

１　応急修理の実施

担当	対策内容
都市計画班	**（１）修理戸数の決定** ・被害状況により修理戸数を決定する。 **（２）修理対象者の基準** ・災害により住宅が半壊、半焼若しくは準半壊し、自己の資力では応急修理ができない者又は、大規模半壊若しくは中規模半壊の被害を受けた者を修理対象者として選定し、居室、便所、炊事場等、日常生活に不可欠な部分について必要最小限度の修理を行う。 ・救助法による救助が実施された場合には、その結果を県へ報告する。 **（３）資材調達** ・資材の不足の場合は県（住宅対策部）に要請し、調達の協力を求める。

２　応急措置及び応急復旧の指導・相談

担当	対策内容
市政広報班 市民相談班 都市計画班	・建築物の応急危険度判定等を行うための体制整備を図るとともに、余震等により倒壊のおそれのある建築物等による事故防止のための住民への広報活動等を行う。 ・被災建築物の応急措置及び応急復旧に関する技術的な指導、相談を行う等の運用体制の確立に努める。

第３項　住宅関係障害物除去

１　除去作業の方針

担当	対策内容
都市計画班	・障害物の除去は、市が行う。 ・一次的には市保有の器具及び機械を使用して実施する。 ・労力又は機械力が不足する場合は県（建築安全課）に要請し、隣接市からの派遣を求める。 ・労力又は機械力が相当不足する場合は、建設業界等に対し資機材、労力等の提供を求める。 ・効果的に除去作業を進めるために、建設業界との事前の協定締結等により、協力体制を整備しておく。

２　除去作業の内容

担当	対策内容
都市計画班	**（１）対象** ・住家に堆積した土石、竹木等の障害物の除去は、以下の条件に該当する住家を早急に調査の上実施する。 ①　障害物のため、当面の日常生活が営み得ない状態にあるもの。 ②　障害物が日常生活に欠くことができない場所に堆積したもの。 ③　自らの資力をもってしては、障害物の除去ができないもの。 ④　住家が半壊又は床上浸水したもの。 ⑤　原則として、当該災害により直接被害を受けたもの。 **（２）対象者の選定基準と除去戸数** ・障害物除去戸数は半壊、床上浸水家屋の数量を把握した上で算定する。 **（３）実施期間** ・災害発生の日からできるだけ早い時期に完了するものとし、その結果を県（住宅対策部）へ報告する。

※資料

●災害時協定締結状況（Ｐ資-132）

第19節　ライフライン施設等の応急対策

■計画の主旨

上下水道、電力、ガス及び電信電話等のライフライン施設、水路及び鉄道、道路等の施設は、住民の日常生活及び社会、経済活動はもとより、地震発生時の応急対策活動においても重要な役割を果たす。このため、これらの施設については、相互の連携を図り迅速な応急対策を実施する。

■計画の体系

項目	内容	初動	応急	復旧	担当
第１項 ライフライン施設の応急対策	１　電力施設の応急対策	●	●	●	東京電力パワーグリッド株式会社 川越支社
	２　ガス施設の応急対策	●	●	●	坂戸ガス株式会社、武州ガス株式会社、一般社団法人 埼玉県ＬＰガス協会 坂戸支部
	３　水道施設の応急対策	●	●	●	坂戸、鶴ヶ島水道企業団
	４　下水道施設の応急対策	●	●	●	坂戸、鶴ヶ島下水道組合
	５　電信電話施設の応急対策	●	●	●	東日本電信電話株式会社 埼玉事業部
第２項 交通施設の応急対策	１　鉄道会社の応急対策	●	●	●	東武鉄道株式会社
	２　道路施設の応急対策	●	●	●	土木班 東日本高速道路株式会社

■計画の内容

第１項　ライフライン施設の応急対策

１　電力施設の応急対策

担当	対策内容
東京電力パワーグリッド株式会社川越支社	**（１）非常態勢の組織** ・埼玉県内の非常災害に際し、事前対策、被害状況の把握、災害復旧等を迅速、的確に推進するため、あらかじめ非常態勢の組織（以下単に「組織」という）を編成して、埼玉県防災会議及び他の諸官公庁等と日常より連絡の疎通を図り、万全の準備を樹立しておくものとする。 ア　組織の種類 (ｱ)　非常態勢の組織は、非常態勢の発令に基づき設置する。 ・ただし、供給エリア内で震度６以上の地震が発生した場合については自動的に態勢にはいる。 ・非常態勢の発令は、非常災害の情勢に応じ、次表のとおり区分して行う。 (ｲ)　総支社及び現業機関の区分は次のとおりとする。 総支社本部　　総支社 支社支部　　各支社（有人変電所を含む）

表３-13　非常態勢区分

区　分	情　勢	発　令　者	
		本　店	店所及び第一線機関
第１非常態勢	○被害の発生が予想される場合。 ○被害が発生した場合。	総務部長	それぞれの長
第２非常態勢	○大規模な被害の発生が予想される場合。 ○大規模な災害が発生した場合。 ○南海トラフ地震注意報が発せられた場合。	副社長（防災対策委員長） （南海トラフ地震注意報が発せられた場合は総務部長）	それぞれの長
第３非常態勢	○大規模な被害が発生し、復旧に長期化が予想される場合。 ○サービス区域あるいは所属店所のある都・県内で震度６弱以上の地震が発生した場合。 ○警戒宣言が発せられた場合。	社　長 （警戒宣言が発せられた場合は総務部長）	それぞれの長

○南海トラフ地震注意報及び警戒宣言が発せられた場合は、上記区分に基づき、全ての事務所は非常態勢を発令する。

○夜間、休日等非常災害派遣要員の出動に長時間を要するために非常態勢への円滑な移行が困難と判断される場合には、非常態勢の発令に備えて、待機態勢をしくことができる。
なお、待機態勢においては、特に非常災害対策本（支）部を設置しない。

担当	対策内容
東京電力パワーグリッド株式会社川越支社	（２）組織の運営 ア　発令・本（支）部の設置 ・東京電力パワーグリッド株式会社埼玉総支社長は非常災害が予想される場合、又は非常災害が発生した場合は、情勢に応じた非常態勢を総支社及び各現業機関に発令する。なお、必要に応じ地域的な非常態勢を発令することができる。 ・地震防災対策強化地域判定会の情報を受け、又は警戒宣言が発せられた場合は、総支社並びに各現業機関は速やかに（１）-ア-(ｱ)に基づく本（支）部の設置をする。 ・供給エリア内で、震度６以上の地震が発生した場合については、以下のとおりとする。 イ　運営 ・非常態勢が発令された場合、非常災害対策活動に関する一切の業務は、本（支）部のもとで行う。 ・本（支）部長は必要に応じ待機態勢下においては本（支）部委員、また第１・第２・第３非常態勢下においては各班長を招集して本（支）部会議を開き、総合的な非常災害対策活動その他必要な打ち合わせを行うこととする。

表３-14　組織運営態勢（震度６弱以上の地震発生の場合）

	非常態勢の区分	出　動　要　請	
		対　策　要　員	一　般　社　員
本社	・供給エリア内で地震が発生した場合には、第３非常態勢	・供給エリア内で地震が発生した場合には、所属する対策本（支）部へ出動	・首都圏で地震が発生した場合には、所属する事業所へ出動
店所	・所属する店所のある都・県内で地震が発生した場合には、第３非常態勢 ・首都圏で地震が発生し、所属する店所の所在地が発生都・県に隣接している場合には、第３非常態勢	・所属する店所のある都・県内で地震が発生した場合には、所属する対策本（支）部へ出動 ・首都圏で地震が発生し、所属する店所の所在地が発生都・県に隣接している場合には、所属する対策本（支）部へ出動	・所属する店所のある都・県内で地震が発生した場合には、所属する事業所に出動

※首都圏とは、東京、神奈川、千葉、埼玉をいう。

担当	対策内容
東京電力パワーグリッド株式会社川越支社	ウ　職務の代行 ・非常態勢が発令された場合、支社支部長は、総支社本部との連絡が困難な場合であってかつ緊急やむを得ない場合は、総支社本部長に代わって指揮・命令を行い、非常災害対策活動を積極的に実施するとともに、速やかに事後報告するものとする。 ・本（支）部長及び各班長が不在等により非常災害対策活動に参加できない場合は、原則として本（支）部長については副本（支）部長・本（支）部長付・総務班長の順位とし、各班長については副班長・班長付の順位とする。 エ　連絡・報告 ・非常災害に伴う指令又は連絡は一般業務電話連絡に優先する。 ・発令後における連絡・報告は対策本（支）部を通じて行う。 オ　解除 ・本（支）部長は、受持区域に非常災害の発生するおそれがなくなった場合、又は災害復旧が振興し、本（支）部を設置しておく必要がなくなったと判断した場合には、非常態勢を解除する。 ただし、支部長が解除する場合には、事前に上級本部長の承認を得るものとする。 ・総支社本部長が非常態勢を解除した場合は、県防災会議並びに県対策本部にその旨連絡する。 ・警戒宣言が発せられた以後に地震が発生した場合、又は警戒宣言が発せられた以後当該宣言に対する警戒解除宣言が発せられ、警戒態勢を解くべき旨の通告を受けた場合には、総支社本部長の警戒態勢解除指令に基づき、総支社本部さらには各支社は態勢を解除するとともに、本（支）部も解散する。 カ　指令伝達及び情報連絡の経路 ・本（支）部設置後の社外機関との情報連絡経路は次のとおりとする。

図３－７　社外諸機関との情報連絡経路

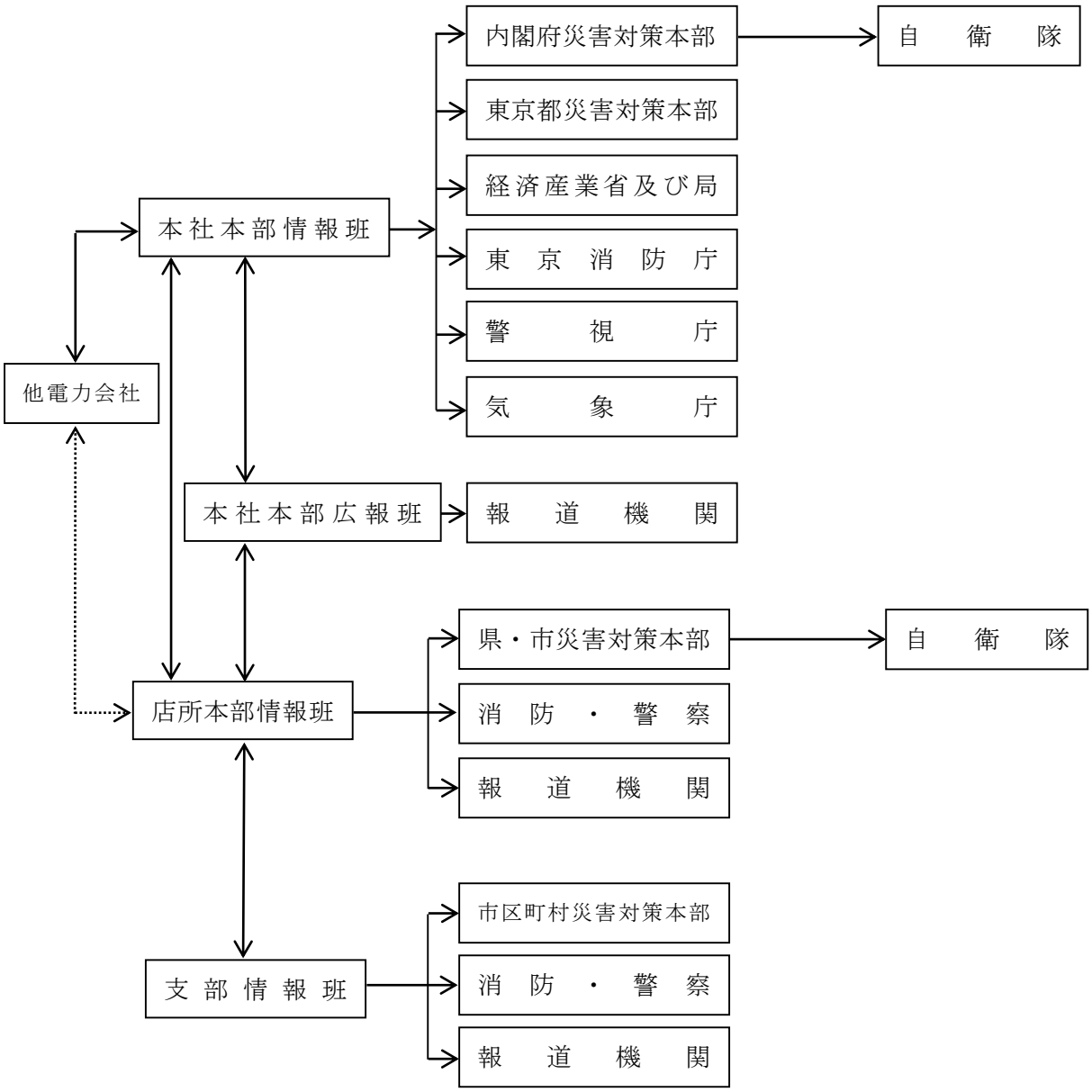

担当	対策内容
東京電力パワーグリッド株式会社川越支社	**（３）非常災害対策活動** ア　設備の予防強化 ・非常災害の発生が予想される場合は、供給支障、電気設備等による人身災害等を未然に防止するため、各電力設備の重点的巡視・点検を行うとともに、仕掛り工事や作業中の電力設備等に対し、応急安全措置を講ずるものとする。 イ　要員の確保 ・非常災害対策要員は気象、地象情報、その他の情報に留意し、非常態勢の発令に備える。 ウ　資材等の調達、輸送 ・非常災害の発生が予想される場合又は非常災害が発生した場合は、平常時の確保対策に基づき、資材等を調達、確保し、災害地への輸送に努める。 エ　宿泊施設、食料の確保等 ・非常災害の発生が予想される場合又は非常災害が発生した場合は、平常時の確保対策に基づき、宿泊施設、食料の確保に努める。 ・上記により確保した宿泊施設、食料が不足する場合は、社外施設の借用並びに食料の緊急調達を行う。 オ　広報活動 ・社外・公衆の事故防止対策として、ラジオ・テレビ・ＰＲ車・ビラその他により、下記事項を行い事故防止に努める。 (ｱ)　無断昇柱・無断工事の禁止 (ｲ)　不良箇所（電柱の倒壊折損、電線の断線垂下等）発見時の速やかな当社への通報依頼 (ｳ)　断線垂下している電線による感電防止 (ｴ)　感電者の救助方法 (ｵ)　浸水家屋、屋内配線、電気機器、コンセント等の使用上の注意 (ｶ)　その他 **（４）復旧活動** ア　被害状況の収集・周知 ・全般的な被害状況掌握の遅速は復旧計画樹立に大いに影響するので、あらゆる方途をもって被害状況の早期把握に努める。 ・総支社本部は電話連絡可能の場合は、各対策支部より被害状況の報告を受け、速やかに被害の全般を掌握する。 ・総支社本部は電話連絡不能の場合は、あらかじめ定められた方法等により県災害対策本（支）部、自衛隊、警察、報道機関などによる情報収集等あらゆる方法により、速やかに被害の全貌を把握する。 ・各支部は、あらかじめ計画された巡視計画に基づき巡視を行い、被害状況の把握に努める。なお、巡視に当たっては支部との連絡を密にする。 ・被害が広範囲にわたり巡視困難な場合は、重要施設について巡視し、その他実情に即した方法によりその被害数の把握に努める。

担当	対策内容
東京電力パワーグリッド株式会社川越支社	・対策本部の情報班は速やかに被害状況の全貌を掌握し、必要に応じ新聞、ラジオ、テレビ、ＰＲ車などを利用し、その状況（被害数、復旧見込など）及び地域的な情報について周知に努める。 ・対策本（支）部は、県（市町村）防災会議、県災害対策本（支）部並びに諸公官庁に対して、所要の報告、連絡を行い、また特に対策本部は本社対策本部並びに近接総支社本部と相互に、さらに地方諸団にも適切に連絡をとり、必要の際の人員その他について、速やかな応援、協力を得られるよう努める。 イ　被害の復旧対策 (ｱ)　対策本（支）部は、設備ごとに速やかに被害状況を掌握し、次に掲げる各号の事項を明らかにした早期復旧計画を立てる。 a　復旧作業班の配置、復旧応援班の必要の有無 b　復旧資機材の調達 c　復旧作業の日程 d　復旧・仮復旧の完了見込み e　宿舎、衛生、食料等の手配 f　その他必要対策 (ｲ)　復旧順位 ・各施設の復旧順位は原則として下記によるものとするが、災害状況、各設備の被害状況、復旧の難易などを勘案し、供給上復旧効果の最も大きなものより迅速に行う。 ウ　災害情報の収集及び報告 ・速報様式による一般被害情報の収集並びに連絡は、対策本（支）部情報班相互で、また当社設備被害情勢の収集並びに連絡は対策本（支）部復旧班相互で行う。 ・経済産業省（局）その他官庁に対しては、本社対策本部が統一報告する。

表３-15　復旧順位

設備名	復　旧　順　位
送電設備	①　全回線送電不能の主要線路 ②　全回線送電不能のその他の線路 ③　一部回線送電不能の重要線路 ④　一部回線送電不能のその他の線路
変電設備	①　主要幹線の復旧に関係する送電用変電所 ②　都心部に送配電する送電系統の中間変電所 ③　重要施設に配電する配電用変電所 （この場合重要施設とは、配電設備に記載されている施設をいう。）
配電設備	①　病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、指定緊急避難場所、その他重要施設への供給回線 ②　その他の回線
通信設備	①　給電指令回線（制御・監視及び保護回線） ②　災害復旧に使用する保安回線 ③　その他保安回線

２　ガス施設の応急対策

<table>
<tr><th>担当</th><th>対策内容</th></tr>
<tr><td>坂戸ガス株式会社
武州ガス株式会社
一般社団法人 埼玉県ＬＰガス協会坂戸支部</td><td>

・災害によりガス施設に被害が生じた場合には、供給区域所管のガス会社に通報し、速やかに措置するよう依頼するものとする。市内におけるガス供給会社は、次のとおりである。
・ガス施設の被災による二次災害の防止、並びに速やかな応急復旧により社会公共施設としての機能を維持する。

表３-16　ガス会社の概要

<table>
<tr><th>会　社　名　等</th><th>住　　所</th><th>電話番号</th></tr>
<tr><td>坂 戸 ガ ス 株 式 会 社</td><td>坂戸市末広町3-5</td><td>049-284-9000</td></tr>
<tr><td>武 州 ガ ス 株 式 会 社</td><td>川越市田町32-12</td><td>049-241-9000</td></tr>
<tr><td>一般社団法人 埼玉県ＬＰガス協会　坂戸支部</td><td>毛呂山町川角2148</td><td>049-294-8660</td></tr>
</table>

（１）応急対策
・応急災害対策本部は、大地震発生後は直ちに二次災害防止のため各班を通じて以下の措置をとる。
ア　官公庁、報道機関及び社内事業所などからの被災状況等の収集
イ　製造所の製造量及び送出量の調整・停止
ウ　整圧所の受入量及び送出量の調整・停止
エ　ガス施設又は需要家の被害状況によるガス供給の地域的遮断
オ　被災状況及び措置に関する関係各機関及び付近住宅への広報
カ　その他状況に応じた適切な措置
なお、地震発生時の情報収集、指令及び操作等は本社において無線併用により実施する。
（２）復旧対策
・災害対策本部の指示に基づき、各班は有機的な連携を保ちつつ施設応急の復旧にあたる。
・施設を点検し、機能及び安全性を確認するとともに必要に応じて調整修理を行う。
・供給停止地域については、供給可能な範囲で供給系統の切り替え等を行い、速やかなガス供給再開に努める。
・復旧状況に関しては、付近住民及び関係機関等への広報に努める。
・その他、現場の状況により適切な措置を行う。
（３）被害復旧活動資機材の備蓄
ア　製造設備・供給設備の資機材
・製造所においては架構、配管及び電気設備等の部分的な被害に対して、必要な程度の予備機を備えており、また、供給所については、相互融通により各々供給の安定を維持するとともに、被害箇所の早期復旧に努める。
イ　導管材料
・本社、供給所、メーカー及び各工事会社等で日常相当数の各種導管材料を貯蔵しているので、緊急時の初期復旧対策用としては十分対応できる。

</td></tr>
</table>

担当	対策内容
坂戸ガス株式会社 武州ガス株式会社 一般社団法人 埼玉県ＬＰガス協会坂戸支部	ウ　車両、工作機械、計器類 ・本社で保有するものに加え、非常時には、工事会社から動員することが可能であり対処できる。 エ　その他 ・ガソリン、食料品及び寝具類等については、迅速な手配が可能となるよう、具体的な対策について検討を進めている。

３　水道施設の応急対策

担当	対策内容
坂戸、鶴ヶ島水道企業団	・震災による断水が長期間にわたると、住民生活に重大な影響を与えるので、被害施設を短期間に復旧するため、坂戸、鶴ヶ島水道企業団企業長は、導水・浄水施設、配水施設の十分な機能を確保し、浄水場からの配水本管の幹線を最重点に優先し配水小管と給水装置の順に復旧を進め、給水の再開に努めるものとする。 **（１）施設の復旧優先順位** ・導水・浄水施設 ・配水施設 ・給水装置 **（２）配水管路の応急復旧順位** ・市内主要幹線 ・病院、学校その他緊急給水施設への配水管 ・その他の配水小管 **（３）給水装置の応急復旧** ・配水管の通水機能（配水）に支障を及ぼすもの（漏水多量のものの復旧、被災給水栓の閉栓）。 ・路上漏水で特に交通等の支障があるもの。 ・建築物その他の施設に大きな被害を及ぼすもの。 **（４）配水管の応急配管及び臨時共用栓の設置** ・配水管の被害が著しく、復旧が困難な地区に対しては、路上に応急配管を行い、適当な間隔で共同栓を設置する。 ・給水装置の被害が著しく、復旧が困難な地区に対しては、臨時共同栓を設置する。 **（５）応急復旧用資材** ・震災時の配水管及び給水装置の資材については、他の関係団体及び指定給水装置工事事業者に依頼し確保する。 ・復旧用工具器具は、常に点検、整備の万全を期すとともに、他の関係団体及び指定給水装置工事事業者等関係業者の協力により対処する。 **（６）動員計画** ・突発的な地震の発生に即応できるよう下記により対処する。 ア　職員の動員 ・あらかじめ参集場所を指定し、参集後直ちに施設の被害状況を調査する。 イ　指定給水装置工事事業者等の応援 ・応援を求める場合の連絡体制を確立する。

４　下水道施設の応急対策

担当	対策内容
坂戸、鶴ヶ島下水道組合	・坂戸、鶴ヶ島下水道組合管理者は、下水道施設の被害に対し、汚水、雨水の疎通に支障のないように応急措置を講ずるとともに本復旧の方針を立てる。幹線の被害は直ちに本復旧するのを建前とし、枝線の被害は、箇所、程度に応じて応急復旧又は復旧を行う。 ・なお、拡張工事施工中の箇所においては、請負人をして被害を最小限に留めるよう指揮監督するとともに、状況に応じて現場要員、資機材の補給等を行わせる。

５　電信電話施設の応急対策

担当	対策内容
東日本電信電話株式会社 埼玉事業部	・災害が発生した場合には電気通信サービスを維持し、重要通信を疎通させるための通信手段を確保する。また、被害を受けた電気通信設備をできるだけ早く復旧するとともに、災害復旧及び被災地における情報流通について顧客、国、地方自治体、ライフライン事業所及び報道機関等と連携を図る。 **（１）応急対策** ア　災害時の活動体制 ①　災害対策本部の設置 ・災害が発生するおそれのある場合、又は発生した場合、災害の迅速かつ適切な復旧を図るため、社内規定により、埼玉事業部に災害対策本部を設置し対応する。 ②　情報連絡 ・災害が発生するおそれのある場合、又は発生した場合、市災害対策本部、その他各関連機関と密接な連絡をとるとともに、気象情報・報道機関等の情報等に留意し、被害の状況、その他各種情報の把握に努める。 イ　応急措置 ・電気通信設備に被害が発生した場合には、次の各号の応急措置を講ずる。 ①　重要回線の確保 ・行政や災害救助活動等を担当する機関の通信を確保するため、応急回線の作成、網措置等疎通を確保する措置を講ずる。 ②　特設公衆電話の設置 ・救助法が適用された場合等には、指定緊急避難場所にり災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。 ③　通信の利用制限 ・通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保する必要があるときは、利用制限等の措置を行う。 ④　災害用伝言ダイヤル等の提供 ・地震等の災害発生により著しく通信の輻輳が発生した場合には、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル等を速やかに提供する。

担当	対策内容
東日本電信電話株式会社 埼玉事業部	ウ　災害時の広報 ・災害の発生が予想される場合又は発生した場合において、通信の疎通及び利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急、復旧状況の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。 ・テレビ・ラジオ・新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じてパソコン通信、支店前掲示板等により直接当該被災地に周知する。 ・災害用伝言ダイヤル等を提供した場合、交換機よりの輻輳トーキ案内、指定避難所等での利用案内を実施するほか、必要に応じて報道機関、自治体との協力体制により、テレビ・ラジオ等で利用案内を実施する。 **（２）復旧対策** ・災害に伴う電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速・適切に実施する。 ア　被災した電気通信設備の復旧は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。 イ　必要と認めるときは、災害復旧に直接関係ない工事に優先して、復旧工事に要する要員・資材及び輸送の手当てを行う。 ウ　復旧に当たっては、行政機関、ライフライン事業所と提携し、早期復旧に努める。

第２項　交通施設の応急対策

１　鉄道施設の応急対策

担当	対策内容
東武鉄道株式会社	**（１）基本方針** ・計画の目的を達成するため、関東大震災程度の被害を想定し、輸送施設の整備を図るとともに教育訓練の充実等により震災に対処するものとする。 **（２）応急対策** ア　災害時の活動組織の編成計画 ・鉄道事業部門災害対策本部長は、鉄道事業部門防災委員会の委員長がこれに当たり、必要な委員を対策委員に指名して常駐させ、災害復旧の計画及び指揮等を行う。 （ア）災害復旧本部（災害現場） ・災害現場付近には、鉄道運転事故応急処理手続第14条による事故復旧本部を設置して復旧に努める。 （イ）駅・区・場の体制 ・鉄道運転事故応急処理手続第３条により「事故が発生し復旧等のために従事員を召集したときは、速やかに参集し事故の復旧に努める。」ことにしている。 ・また、駅・区・場には、防災組織、自衛消防隊などが編成又は組織化され、その状況により全員が対処する。 イ　初動措置計画 ・災害発生時における被害を最小限に留めるとともに、心理的動揺による二次災害の発生を防止することが初動措置の基本であることを前提として、平素から教育訓練を重ね、災害時の初動活動体制の確立を図る。 （ア）列車の運転態勢 a　運転指令者の取扱い ・運転指令者は、強い地震を感知もしくは駅長から震度４以上の報告を受けたときは、運転取扱実施基準に基づき、関係駅区長に運転見合わせ等必要な指示を行う。 b　駅長の取扱い ・強い地震を感知又は地震計により震度４以上を把握し、列車運転上危険と認めたときは、列車運転を見合せ運転指令者に報告する。 c　乗務員の取扱い ・強い地震を感知もしくは列車無線により震度４以上の通告を受けたときは、速やかに安全な位置に停車し異常の有無を確かめる。 （イ）施設担当者の取扱い ・強い地震を感知したときは、要注意箇所の点検を行ない必要により列車防護、運転指令に対する速報、復旧手配等を行う。 （ウ）電気指令の取扱い ・東電電源（通常）が停止したときは、予備線からの受電に努める。（自家用高圧配電線については自動切替送電する。）

担当	対策内容
東武鉄道株式会社	ウ　列車の脱線転覆時等の救出・救護計画 ・列車の脱線転覆等により死傷者が発生した場合の処置並びに事故現場の復旧や救急活動については、運転取扱実施基準及び鉄道運転事故応急処理手続により処理をする。 エ　災害時の通信、情報連絡体制 ・災害発生の場合、迅速、適切な処置を行うためには、正確、迅速な連絡体制が必要であり、社内通信網を活用し、社内及び関係他機関とも密接な情報連絡を行い、情報の収集に努めるとともに、復旧の迅速、適切化に努める。 オ　旅客に対する避難誘導計画 （ア）駅における避難誘導 ・旅客の安全確保を第一とし、沈着冷静な判断と的確な行動により、適切な旅客誘導を図る。なお、避難方法については、一時避難場所として駅前広場等に誘導後、市と調整したのち、近くの指定緊急避難場所等に誘導する。 （イ）列車乗客の避難 a　通報連絡 ・車内放送等により、乗客の不安除去に努め、混乱防止を図るとともに、運転指令又は最寄駅に状況を知らせ、その指示を受ける。 b　放送案内 ・車掌業務放送の手引、事故時の取扱いによる。 c　避難誘導 ・乗客の安全確保を第一とし、最寄りの駅に誘導するなど状況に応じて適切機敏に乗客の誘導を図る。 （ウ）危険物輸送車両の措置 ・危険物積載貨車の事故発生時における応急処置については、別途通達によりこれを定め、特に引火性のあるものの取扱いについては適切な処置を図ることにしている。

２　道路施設の応急対策

担当	対策内容
東日本高速道路株式会社	**（１）災害時の体制** ・高速道路等に地震による非常かつ重大な災害が発生した場合には、災対法第39条及び大規模地震対策特別措置法第６条の規定に基づき、会社が定めた防災業務計画に沿った体制をとり、市と緊密な連絡体制を構築するものとする。 ・災害本部等の長は、被害の程度に応じ、速やかに非常体制を指示し、社員の非常行動体制を確保するとともに、状況に応じ、緊急復旧計画を策定し、直ちに災害応急活動に入るものとする。 **（２）地震発生時の震災点検措置** ・地震が発生した場合には、速やかに震災点検を実施し、高速道路などの損傷状況、道路利用者の被害状況、交通の状況及び沿線の状況等を迅速に把握し、異常があった場合は市とその情報を交換するものとする。 **（３）地震発生時の交通規制** ・地震が発生した場合には、道路利用者の安全確保に万全を期するため、地震の規模及び被災の状況に応じ、大規模地震対策特別措置法第5条、第8条により県公安委員会と協議し、通行の制限・禁止を実施するものとする。また、その際の情報を標識、情報板、会社パトロールカー等により、また、ラジオを利用して道路利用者に提供するものとする。 **（４）応急復旧工事** ・地震により、高速道路等で被害が発生した場合においては、速やかに交通の確保あるいは緊急車両や応援物資車両の通行が可能となるよう、応急復旧を行うものとする。
土木班	・市内の道路被害、及び道路上の障害物の状況を調査し、速やかに県に報告し、被害状況に応じた応急復旧並びに障害物の除去を行い、交通の確保に努める。 （「第３章　第10節　緊急交通路の確保」Ｐ3-58参照）

第20節　文教・福祉対策

■計画の主旨

小中学校並びにその他の学校及び幼稚園等での災害予防、応急対策等を通じて、震災時における幼児、児童、生徒及び学生（以下「児童・生徒等」という）の生命の安全確保はもちろん身体の障害をも防止し、かつ教育活動を確保し、学校教育及び社会教育の目的を達成するため、市は、文教対策に関する計画を樹立しておき、震災時にその計画に基づいて対策を実施する。

■計画の体系

項目	内容	初動	応急	復旧	担当
第１項 応急教育の実施	１　発災時の対応		●		学校
	２　災害復旧時の対応			●	学校班、学校
第２項 学用品の調達及び支給	１　基本事項		●		学校班
	２　給与の実施			●	学校班
第３項 応急保育の実施	１　発災時の対応		●		生活救護班、施設職員
	２　災害復旧時の対応			●	生活救護班
第４項　文化財の保護			●	●	生涯学習班

■計画の内容

第１項　応急教育の実施

１　発災時の対応

担当	対策内容
学校	・校長は、状況に応じ、適切な緊急避難の指示を与える。 ・校長は、災害の規模、児童・生徒等、職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握するとともに、市教育委員会に報告する。 ・校長は、状況に応じ、市教育委員会に連絡の上、臨時休業等適切な措置をとる。 ・校長は、指定避難所の開設等災害対策に協力し、学校管理に必要な職員を確保し万全の体制を確立する。 ・校長は、準備した応急教育計画に基づき、臨機に災害状況に即した応急指導を行う。 ・応急教育計画については、市教育委員会に報告するとともに、決定次第速やかに保護者及び児童・生徒等に周知徹底を図る。 ・児童・生徒等が被害を受ける事態が発生した場合は、医療機関等への連絡、応急の救助及び手当を行うなど、その万全を期する。 ・保健衛生に十分注意し、建物内外の清掃、飲料水の浄化及び感染症等の予防に万全を期する。 ・教職員は避難所としての機能を十分に果たせるか、安全確認など施設の管理を行うとともに、避難所の運営に協力する。

２　災害復旧時の対応

担当	対策内容
学校班	・所管する学校を指導及び支援し、災害復旧時の対応を促進する。 ・災害の種類、規模等によりその対策はそれぞれ異なるが、被害の程度を迅速に把握し、応急修理可能な場合は可及的速やかに補修し、教育の実施に必要な施設、設備の確保に努める。 ・校舎の全部又は大部分が被害を受け教育の実施が困難な場合は、早急に校舎の再建、仮校舎の建設の計画を立て、この具体化を図る。
学校	・校長は教職員を掌握するとともに校舎内外の整備を行い、児童・生徒等の被災状況を調査し、市教育委員会と連絡し、教科書及び教材の供与に協力する。 ・被災学校ごとに担当職員を定め、情報及び指令の伝達に万全を期する。 ・前記連絡網の確立を図り、指示事項の徹底を期する。 ・応急教育計画に基づき学校に収容できる児童・生徒等は、学校に収容し指導する。教育活動の再開に当たっては、特に登下校の安全確保に留意し、指導内容は主として心身の健康､安全教育及び生徒指導に重点をおくようにする。 ・避難した児童・生徒等については職員の分担を定め、地域ごとに実情の把握に努め、避難先を訪問するなどして、前記に準じた指導を行うように努める。 ・指定緊急避難場所に学校を提供したため、長期間学校が使用不可能の場合には、市教育委員会に連絡し、他の公共施設の確保を図り、早急に授業の再開

担当	対策内容
	を期する。 ・校長は、災害の推移を把握し、市教育委員会と緊密に連絡の上、できるだけ早く平常授業にもどすように努め、その時期については早急に保護者に連絡する。 ・災害のため欠員が生じた場合には、県教育委員会に連絡し不足職員の緊急派遣を求め、学校教育の正常な運営に支障のないようにするものとする。
学校班	・給食センターの被害状況を把握し、必要な応急対策を行い、学校給食を再開する。

第２項　学用品の調達及び支給

１　基本事項

担当	対策内容
学校班	・被災児童、生徒が就学上欠くことができない学用品（教科書・文房具・通学用品）を喪失、又はき損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒に対しては、市教育委員会（県教育委員会とも打合わせ）において、それぞれ調達する。 **（１）給与の対象** ・災害により住家に被害を受け、就学上欠くことのできない学用品を喪失、又はき損し、就学上支障のある小学校児童（義務教育学校前期課程の児童及び特別支援学校の小学部児童を含む。）及び中学校生徒（義務教育学校後期課程の生徒、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中等部生徒を含む。）に対し被害の実情に応じ教科書（教材を含む）文房具及び通学用品を支給する。 **（２）給与の時期** ・災害発生の日から教科書（教材を含む）については１カ月以内、その他の学用品については、15日以内とする。

２　給与の実施

担当	対策内容
学校班	**（１）教科書、教材の給与** ・学用品の給与は、市が行うが、教科書については、市教育委員会からの報告に基づき、県が教科書供給所から一括調達し、その配給の方途を講ずるものとする。 **（２）文房具、通学用品の給与** ・文房具及び通学用品については、市が被害の実情に応じ現物をもって行う。

第３項　応急保育の実施

１　災害時の対応

担当	対策内容
施設職員	・各施設の管理下において地震が発生した場合、園児の安全を確保する。 ・施設に被害があり危険な場合は、指定緊急避難場所等安全な場所へ避難誘導する。 ・保護者が迎えに来るまでは園児を保護する。 ・園児、保育士、職員並びに施設設備の被害状況を把握し、生活救護班へ報告する。 ・保護者の安否情報の把握に努める。 ・保育中の園児は、利用者名簿を確認のうえ保護者に引き渡す。 ・園児の保護者への引渡しが完了した後は、施設を閉鎖し、指定避難所等の支援を行う。
生活救護班	・園児、職員の安否確認を行うとともに、各施設を通して保護者の安否情報の把握に努める。 ・各施設の被災状況を把握し、市災害対策本部に報告する。

２　災害復旧時の対応

担当	対策内容
生活救護班	・施設の被害状況を把握し、復旧に努める。 ・既存施設で保育等ができない場合は、臨時施設の確保などの措置を講ずる。

第４項　文化財の保護

担当	対策内容
生涯学習班	・文化財は貴重な国民的財産であることから、文化財が被災し、又はそのおそれのある場合は、管理者は、直ちに消防本部及び市教育委員会に通報するとともに、被災の防止又は被害の縮小に努める。 ・文化財の応急措置は以下のとおりである。 ①　被害の拡大を防ぐため、地元と連絡をとりあって応急修理を施す。 ②　被害が大きいときは、損壊を防ぎ、履屋などを設ける。 ③　被害の大小に関わらず、防護柵などを設け、安全と現状保存を図れるようにする。

表３-17　文化財の現況

指定別	種　別	名　　称	所在地	管理者
県	天然記念物	脚折のケヤキ	脚折町	白鬚神社
市	〃	三ツ木慈眼寺黒這松	三ツ木	慈眼寺
〃	〃	中新田神明社大桧	中新田	保存会
〃	史　跡	地名「鶴ヶ島」発祥の地	脚折町	市
〃	〃	川崎平右衛門陣屋跡	高　倉	市
〃	有形文化財	才道木日光街道道しるべ	脚　折	市
〃	〃	脚折村道しるべ	脚　折	市
〃	〃	上新田六角塔婆	上新田	保存会
〃	〃	高倉高福寺不動明王画像	高　倉	保存会
〃	〃	脚折白鬚神社十一面観音菩薩立像	脚折町	白鬚神社
〃	〃	白鬚神社棟札・銘札	脚折町	白鬚神社
〃	〃	善能寺鰐口	脚折町	善能寺
〃	〃	銅製楓紋散双雀鏡	脚折町	白鬚神社

（令和３年９月現在）

※　高倉高福寺不動明王画像については、現在、埼玉県立歴史と民俗の博物館にて保存

第21節　帰宅困難者対策

■計画の主旨

地震が発生した直後は、火災や余震による落下物等で非常に危険である。さらに鉄道をはじめとする公共交通機関が停止し、外出先から一斉に帰宅した場合、駅などで混乱が生じる。このため、「むやみに移動を開始しない」（一斉帰宅の抑制）という基本原則の周知・徹底を図り、併せて家族等の安否確認手段の確保、企業や学校などでの一時的滞在、駅周辺での一時滞在施設の確保などの対策を実施する。

県外に通勤、通学している住民は、6,900人以上にのぼる。このため、首都圏で大規模地震が発生した場合には、多くの住民が帰宅困難となることが予想される。このため、市は、平素から帰宅困難になった場合の対処方法等について啓発を行う。

また、保護者が帰宅困難者となった場合の、児童・生徒への対応についての体制整備を実施する。

■計画の体系

項目	内容	初動	応急	復旧	担当
第１項　情報提供		●	●	●	本部班、市政広報班
第２項　一時滞在施設の確保		●			本部班
第３項　帰宅の支援			●	●	本部班
第４項　保育所・学校等における対策		●			こども支援課、学校教育課

■計画の内容

帰宅困難者には、市内に通勤通学し帰宅困難になった者と、市内に居住し通勤通学先で帰宅困難になった者が考えられる。前者については、通勤通学先の事業所、学校等の組織において対応することを基本とし、必要に応じ市が支援する。後者については広域的対応が基本となることから、市は県と連携した対策を講ずる。

第１項　情報提供

担当	対策内容
本部班 市政広報班	・帰宅困難者にとって必要な交通情報や県内の被害状況等の情報を伝達するとともに、安否を気づかう家族への連絡体制を確保する。 ＜帰宅困難者に伝える情報例＞ ・被害状況に関する情報（震度分布、建物被害、火災、人的被害、ライフライン被害等） ・鉄道等の公共交通機関に関する情報（路線ごとの運行状況、復旧見通し、代替交通機関の情報等） ・帰宅に当たって注意すべき情報（通行不能箇所、大規模火災箇所、規制情報等） ・支援情報（一時滞在施設等の開設状況） ・徒歩帰宅者の誘導を行うとともに、簡易地図等を配布等の支援を行う。 ・緊急速報エリアメールによる情報提供を行う。 ・ＳＮＳによる情報提供を行う。

第２項　一時滞在施設の確保

担当	対策内容
本部班	・地震の発生により、鉄道等が運行停止し、駅周辺に滞留者が発生した場合、駅周辺の混乱を防止し、帰宅が可能となるまで待機場所が無い者を一時的に滞在させるための施設を確保する。一時滞在施設は、公共施設や民間施設を問わず、幅広く安全な施設を確保する。 また、駅周辺から一時滞在施設まで安全に誘導するため、西入間警察署の協力を得る。 ＜一時滞在施設＞ 鶴ヶ島駅…鶴ヶ島海洋センター、アルカーサル迎賓館川越 若葉駅　…若葉駅前出張所、株式会社三愛メモリアル ・一時滞在施設に受け入れた帰宅困難者に対し、必要に応じ飲料水、食料等を提供する。このため、一時滞在施設に必要な物資を備蓄する。なお、民間の一時滞在施設で備蓄を確保できない場合には、市防災倉庫等からの備蓄物資の提供方法をあらかじめ定めておく。 ・大量の帰宅困難者が発生し、一時滞在施設等において、飲料水・食料の提供を行う必要が生じた場合には、災害救助法の適用を検討する。

第３項　帰宅の支援

担当	対策内容
本部班	・一時滞在施設等において、飲料水、食料等を配布する。 ・公共施設等の一部を休憩所・トイレとして開放する。 ・ガソリンスタンド、コンビニエンスストア、外食店舗、ファミリーレストラン等の一時休憩所としての利用を要請する。 ・帰宅行動を支援するため、県と連携し、代替輸送に努める。 ・地域の指定避難所とは別に、徒歩帰宅者の一時滞在施設の確保に努める。

第４項　保育所・学校等における対策

担当	対策内容
こども支援課 学校教育課	・保育所・学校等は、発災時に園児・生徒等の安全確保、保護に万全を期すとともに、保護者が帰宅困難者となって、保護者による園児・生徒等の引き取りが困難な場合に備えて、緊急災害時の引き渡し方法についてのマニュアルの作成など体制整備に努める。 ・園児・生徒等の保護者等への引き渡しに時間を要することや、生徒等の帰宅が困難な場合に備えて、一定期間校舎内に留める対策を講じる必要がある。このため、１～２日分の飲料水、食料等の備蓄や引き渡しまでのマニュアル作成など体制整備に努める。 ・災害時における学校と保護者との連絡方法についてあらかじめ定めておく。

第22節　災害時受援計画

■計画の主旨

大規模な地震災害が発生した場合には、市や防災関係機関のみで対応していくことには限界があり、国、県、他自治体、ボランティア団体等からの人的支援、支援物資、資機材等の支援が必要であり、これらの支援が円滑に受け入れられ、活用されるよう受援計画を定める。

■計画の体系

項目	内容	初動	応急	復旧	担当
第１項　国からの応援受入			●	●	本部班
第２項　地方公共団体からの応援受入			●	●	本部班
第３項 ボランティアの応援受入	１　受入体制の確立		●	●	商工農政班、生活救護班、施設職員、社会福祉協議会
	２　ボランティアの活動分野		●	●	避難所運営班、商工農政班、生活救護班、都市計画班、社会福祉協議会
	３　ボランティアの待遇		●	●	生活救護班、社会福祉協議会
第４項　公共的団体からの応援受入			●	●	各班

第１項　国からの応援受入

国は、大規模な災害に際しては、緊急に対応する輸送手段、専門性を有する医療などの活動資源を有し、又、その他必要な災害活動のあっせんを行う権限を有している。市及び県は、国の応援受入れに際しては、相互の連絡を密にし、災害時に協力体制が十分発揮できるよう体制の整備を図る。

担当	対策内容
本部班	１　国が行う活動 ①　自衛隊の災害派遣 ②　警察災害派遣隊 ③　消防の緊急消防援助隊 ④　医療の広域医療応援 ⑤　その他災害応急対策（政府との防災訓練で検証がなされている業務等） ２　市が行う対策 ①　受入体制の整備 ア　情報伝達ルートの多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化に努める。 イ　応援部隊が被災地で活動するための活動拠点を選定する。 ②　応援受入の対応 ア　受入窓口 イ　応援の範囲又は区域 ウ　担当業務 エ　応援の内容

第２項　地方公共団体からの応援受入

他の地方公共団体における専門的技術及び知識を有する職員を受け入れるために、市及び県が連携し、体制を確立する。

担当	対策内容
本部班	１　受入体制の確立 （１）応援体制の種類 ①　他の都道府県または市町村からの応援 ②　関東知事会からの応援 ③　九都県市からの応援 （２）応援活動の種類と機関 ①　災害救助に関連する業務（例：消防、警察、自衛隊の輸送手段、交通路の提供・確保等） ②　医療応援に関連する業務（例：医療班の提供） ③　生活の支援等に関連する業務（例：物資の応援、応急危険度判定等） ④　災害復旧・復興に関連する業務（例：被災者の一時受入、職員の派遣〔事務の補助〕） ２　市が行う対策 （１）受入体制の整備 ・関係機関との相互協力により、原則的には市が受入窓口を設置し、他の地方

	公共団体の職員を円滑に受け入れる。 （２）受入への対応 ①　受入窓口 ②　応援の範囲、区域及び制約条件 ③　担当業務 ④　応援の内容 ⑤　交通手段及び交通路の確保

第３項　ボランティアの応援受入

１　受入体制の確立

大規模な地震災害が発生した場合には、行政や防災関係機関のみで対応していくことには限界がある。市は、社会福祉協議会と協定を結び、連携協議し、災害ボランティアセンターを開設し、民間の団体あるいは個人によるボランティアの協力を得ることが必要である。

担当	対策内容
商工農政班 生活救護班 施設職員 社会福祉協議会	**（１）受入と活動の支援** ・市は、発災後直ちに社会福祉協議会と連携しボランティアの活動拠点となる災害ボランティアセンターを設置する。 活動拠点については、鶴ヶ島市農業交流センターを原則として、必要に応じて、公共施設等を拠点とする。 ・この施設の運営は、社会福祉協議会、ボランティア団体等が主体となって行い、次の業務を行う。 ①　ボランティアの受入れ、ボランティアの種別、人数の振り分けなど被災地におけるボランティアのコーディネートを行う。 ②　必要に応じて、社会福祉協議会のネットワークを活用し、ボランティアを受け入れる。 ・生活救護班及び施設職員はこの施設の運営を支援する。 **（２）ボランティア登録** ・ボランティアを受け入れた場合は、ボランティアの受入日、氏名、住所、電話番号、活動予定期間をボランティア名簿に記入する。 ・既存の地域密着型及び専門組織型のボランティアが団体として独自に活動を行う場合は、その旨を窓口へ連絡するよう呼びかける。 ・指定避難所等へ直接来所した自主参加型ボランティアについては、同所で名簿に記入し、指定避難所等の管理者が一括して市の窓口に連絡する。 **（３）撤収** ・ボランティアの活動期間については、災害ボランティアセンター運営指針等で定めている場合もある。活動前及び活動後に災害ボランティアセンターに連絡し、戻ることを依頼する。 **（４）県への報告** ・市災害ボランティアセンターは活動集計をして、市災害対策本部、埼玉県社会福祉協議会へ報告する。

２　ボランティアの活動分野

ボランティアには大別して、地域で日常的に組織として活動を行う団体（地域密着型）、医療等の専門領域について組織として活動を行う団体（専門組織型）、個人あるいはグループの発意によって一時的に活動する人々（自主参加型）がある。また、その活動内容からみると、医師、看護師、建築士、介護福祉士等の災害救援専門ボランティアと、その他の災害ボランティアがあり、活動内容に応じた協力を要請する。

担当	対策内容
商工農政班 生活救護班 都市計画班 社会福祉協議会	**（１）災害救援専門ボランティアの活動** ・専門組織型のボランティアのほか、災害救援専門ボランティアには、それぞれの技能を生かした以下のような活動を要請する。 ①　救急救護、メンタルケア ②　情報、通信 ③　応急危険度判定及び被災宅地危険度判定 ④　高齢者、障害者等の介護 ⑤　外国語通訳、障害別の専門ボランティア ⑥　乳幼児保育 ⑦　ボランティアコーディネート業務 ⑧　緊急物資の運搬
避難所運営班 商工農政班 生活救護班 社会福祉協議会	**（２）災害ボランティアの活動** ・自主参加型を主とする災害ボランティアには、以下のような活動を要請する。 ①　炊き出し ②　清掃 ③　救援物資の仕分け等 ④　その他個々の被災者の生活を支援するための軽作業・単純作業

３　ボランティアの待遇

担当	対策内容
生活救護班 社会福祉協議会	・ボランティアの性格に鑑み、個人・団体に対する報酬は支払わない。ただし、活動内容に関わる直接的な経費については別途検討する。 ・遠方からのボランティアの宿泊所としては指定避難所や活動拠点を提供し、可能な範囲で食料等物資の供与を行うが、被災状況によっては、寝袋やテントの持参等により自給態勢を整えて来市するよう呼びかける。 ・災害ボランティアセンターにおいて、指定避難所や活動拠点等への移動手段の提供及び案内を実施する。

第４項　公共的団体からの応援受入

担当	対策内容
各班	・公共的団体の防災に関する組織の充実を図るため支援、指導し、相互の連絡を密にし災害時に協力体制が十分発揮できるよう体制の整備を図る。 ・区域内又は所掌事務に関係する公共的団体に対して、応急対策等に対しその積極的協力が得られるよう協力体制を整える。 【公共的団体と活動の例示】 （１）公共的団体 赤十字奉仕団、医師会及び歯科医師会、薬剤師会、看護協会、社会福祉協議会、農業協同組合、商工会、生活協同組合等 （２）活動 ①　異常現象、危険な場所等を発見したときは、関係機関に連絡すること。 ②　震災時における広報等に協力すること。 ③　出火の防止及び初期消火に協力すること。 ④　避難誘導及び指定避難所内での救助に協力すること。 ⑤　被災者の救助業務に協力すること。 ⑥　炊き出し及び救助物資の調達配分に協力すること。 ⑦　被害状況の調査に協力すること。